平成２２年（フ）第１３７５号
福岡県宗像市日の里７丁目27番地17
債務者　後藤　有紀
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３９３号
福岡県宗像市田熊２丁目８番30号ルミエールⅠ102号
債務者　古賀　美恵（旧姓庵原）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３９６号
福岡市東区馬出５丁目40番20号
債務者　堂山　純一
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３９７号
福岡市東区西戸崎５丁目８番45―410号
債務者　木内みちここと　梶谷　道子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３９８号
福岡市東区西戸崎５丁目８番45―410号
債務者　木内宗吾こと　梶谷　　彰
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４０６号
福岡市早良区有田１丁目15番１―404号
債務者　大田　紘子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４３２号
福岡市博多区半道橋２丁目６番４―503号
債務者　山崎　千保
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４４１号
福岡市中央区高砂２丁目６番21号
債務者　川崎　誠実
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４４７号
福岡県筑紫野市石崎２丁目２番20号　ファミーユ石崎A101号
債務者　吉野　誠治
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４４８号
福岡県筑紫野市石崎２丁目２番20号　ファミーユ石崎A101号
債務者　吉野みどり
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４６０号
福岡県古賀市谷山1060番地５
債務者　稲光　新三
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４６４号
福岡市早良区東入部１丁目11番１号
債務者　福田こと　呉　　吉道
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４８２号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄東１丁目13番11―601号　東峰マンション那珂川Ⅱ
債務者　山崎　悦子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５０３号
福岡県筑紫郡那珂川町今光５丁目５番地　メゾンドＦｕｊｉ―102号
債務者　曽我部薫樹
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５０４号
福岡市西区壱岐団地14番302号
債務者　中村　英樹
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５０５号
福岡市西区壱岐団地14番302号
債務者　中村　倫子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５３３号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木715番地１コージュボンタークＡ204号
債務者　稲田　郁美（旧姓川崎・森松）
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５３７号
福岡県福津市花見の里３丁目３番１号苅目ハイツ203号
債務者　服部　孝之
1　決定年月日時　平成22年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部